

公益財団法人アジア成長研究所役員等の報酬等及び費用に関する規程

平成24年4月1日
規程第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人アジア成長研究所の役員等の報酬等及び費用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当研究所を主たる勤務場所とする者をいう
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤役員以外の役員、並びに評議員をいう
- (4) 報酬等とは、給与、謝金等の公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める職務遂行の対価として受ける財産上の利益並びに退職手当をいい、その名称のいかんを問わない
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、前号に規定する報酬等を含まない

(報酬等)

第3条 理事長に対しては、報酬等として、月額50万円を支給し、その他の賞与及び退職手当は支給しない。

- 2 理事長及び使用人兼務の役員を除いた非常勤役員に対しては、理事会及び評議員会出席等1人1回あたりの報酬等として、1万円を支給することができる。
- 3 評議員に対しては、定款第17条に定める総額60万円の範囲内で、評議員会出席1人1回あたりの報酬等として、1万円を支給することができる。

(報酬等の支給)

第4条 理事長の報酬等は、その月分を20日に本人へ支払うものとする。

- 2 新たに理事長に就任した者にはその日から報酬等を支給し、理事長を離職したその日まで報酬等を支給する。
- 3 理事長及び使用人兼務の役員を除いた非常勤役員及び評議員へは、支給事由発生の都度、本人へ支払うものとする。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務を執行するためにかかる経費は、実費相当額を支給することができる。

- 2 理事長へは、経済的な範囲で、通勤手当を支給することができる。

(その他)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、別に理事会で定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年6月25日規程第23号)

この規程は、平成26年10月1日から施行する。